

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月27日 15時25分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市波戸岬 ^{はどの} 北東方沖 波戸岬灯台から真方位050° 550m付近 （概位 北緯33° 33.5′ 東経129° 51.1′）
事故の概要	漁船 ^{しんこう} 進興丸は、北西進中、また、プレジャーボートインペリアルは、錨泊中、両船が衝突した。 インペリアルは、船長及び同乗者が負傷し、船尾部ブルワークの破損等を生じ、また、進興丸は、左舷船首部防舷材の欠損等を生じた。
事故調査の経過	平成29年10月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 進興丸、6.6トン SA2-1678（漁船登録番号）、個人所有 11.80m (Lr) × 2.73m × 0.90m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、昭和60年4月29日 B プレジャーボート インペリアル、5トン未満 290-30682佐賀、個人所有 6.15m (Lr) × 2.25m × 1.14m、FRP ディーゼル機関、66.2kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年8月9日 免許証交付日 平成26年7月23日 （平成31年8月8日まで有効） B 船長B 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月22日 免許証交付日 平成27年2月3日 （平成32年8月31日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 左舷船首部防舷材に欠損、同部外板に擦過傷 B 船尾部ブルワークに破損、操舵室右舷側屋根に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成29年10月27日15時00分ごろ波戸岬西方約40海里（M）付近の漁場に向けて唐津市呼子港を出港した。</p> <p>A船は、呼子港の波戸防波堤を通過した際、船長Aが、針路を北西方に向け、速力を約15ノットの対地速力とし、海面に太陽光が反射する状況下、サングラスを着用しておらず、船首方の波戸岬付近を目視で確認し、他船を認めなかったため、船首方に他船はいないと思い、手動操舵により、航行を続けた。</p> <p>A船は、船長Aが、操船に当たっていたところ、15時25分ごろ、軽い衝撃と異音がしたので、船底が浅所に当たったと思った直後、右舷側にB船の船尾部を認め、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>A船は、衝突後、B船に接近し、船長Aが、B船の乗船者に大丈夫かと声をかけたところ、船長BからB船が揚錨するまで待機するように言われ、船長Bから投げられたえい航索をA船の左舷船尾部のたつにつなぎ、B船を唐津市名護屋漁港へえい航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、波戸岬北東方沖で船首を北方に向けて錨泊して釣りを行っていた。</p> <p>B船は、船長Bが、15時を過ぎた頃、竿を納めることとして、同乗者Bと共に後部甲板で片付け作業を行っていたところ、波戸防波堤付近に北西進するA船を認めたが、ふだん、錨泊して釣りをしているとき、他船が波戸岬から距離を離して航行していたので、A船がB船に向かって航行して来ることはないと思い、同作業を続けた。</p> <p>B船は、その後、船長Bが、ふと顔を上げたところ、船尾方にA船が迫っていたので、大声を出してA船に注意喚起を行った後に船体にしがみついたが、その直後、その右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、船長Bの声でA船に気付き、後部甲板から操舵室の方へ避難し、船体につかまっていたが、衝突時の衝撃で後部甲板上に叩きつけられた。</p> <p>船長Bは、えい航中に海上保安庁へ本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、A船にえい航されて名護屋漁港へ帰港し、船長B及び同乗者Bは救急車で病院へ搬送され、船長Bが左第1手指及び右膝関節打撲等、同乗者Bが右前腕、右肘関節、右大腿及び右肩打撲とそれぞれ診断された。</p>

	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	<p>船長Aは、本事故当時、レーダーのレンジを0.7Mとして作動させており、レーダー画面を見ていれば、B船が映っていたらと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだん、他船が波戸岬付近において釣りをを行っていることを認識しており、他船を認めた際は波戸岬周辺を迂回して通過していたが、本事故当時は、目視で船首方を確認した際に、他船を認めず、他船はいないと思ったので、最短距離で航行することとした。</p> <p>船長Aは、本事故当時、目視で船首方の確認を行った際にB船を見落としたのは、海面に太陽光が反射してまぶしく船首方が見えにくかったからかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>B船は、黒色の球形形象物を表示していなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、波戸岬北東方沖を北西進中、船長Aが、海面に太陽光が反射してまぶしく船首方が見えにくい状況下、レーダーによる見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、波戸岬北東方沖において、釣りの目的で錨泊中、船長Bが、A船がB船に向かって航行して来ることはないと思い、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、波戸防波堤付近に北西進するA船を認めた際、ふだん、錨泊して釣りをしているとき、他船が波戸岬から距離を離して航行していたことから、A船がB船に向かって航行して来ることはないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、黒色の球形形象物を表示しなければならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、波戸岬北東方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、海面に太陽光が反射してまぶしく船首方が見えにくい状況下、レーダーによる見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、また、船長Bが、A船がB船に向かって航行して来ることはないと思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日差しを受けて視認が困難な場合は、前路の他船を確実に避けることができるよう、サングラスを着用するほか、レーダーを利用した適切な見張りを行うこと。

	<ul style="list-style-type: none">・ 錨泊中は、黒色の球形形象物を表示し、周囲に他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に衝突を避けるための措置を講じることができるよう、常時適切な見張りを行うこと。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

